

「送り出し教育資料」

日立建設株式会社の工事現場での
安全作業のために

平成 24 年 9 月 11 日
日立建設株式会社
安全衛生管理室

目 次

1. 一次下請業者の事業主の方へ	1
2. 新規入場されるまでの流れ	2
3. 「送り出し教育」とは	3
4. 作業員の皆さんへ	4
5. 日立建設株式会社の現場での基本ルール	5
6. 工事現場の概要・安全衛生管理体制及び追加ルール	6
7. 事故やケガをみたら・あったら	7
8. 事故やケガにあわないために	8～18
9. 作業手順の確認（受け持った工事内容）	19

※「送り出し教育」実施報告書---別途配布する EXCEL 様式で実施報告をお願いします。

1. 一次下請業者の事業主の方へ

建設業における労働災害は、長期的には着実に減少しておりますが、労働災害をさらに減少させていくには、工事現場の関係者が一体となり総合的な労働災害防止対策を積極的に推進することが重要です。

工事現場では、現場ごとに作業環境・作業条件・作業内容が異なり、工事の進捗とともに潜在する危険要因も変化していきます。

従って、送り出し教育は、工事現場ごとの作業環境・作業条件・作業内容に適切に対応し得る内容で、かつ具体的に行われる必要があります。

送り出し教育を実施すべきものは、事業主または代理人（安全管理者、安全衛生責任者、職長等）が実施することとされております。

事業主または代理人は、新しい工事現場へ各社の作業員（数次の下請負の作業員を含む）を就労させる前に、安全な作業が出来るように当該工事現場のルールや作業方法を徹底させる必要があります。

これは、雇い入れ時の教育とは別に新しい現場に入る都度実施する必要があります。

このテキストを参考にされまして、弊社工事現場入場の前に実施をお願いします。

1. 各社で行って頂く教育の内容については、下記の項目で行ってください。
 - ① 現場の状況（工事概要、工事規模、工期、進捗状況）
 - ② 作業所規律（統括安全衛生責任者・元方安全衛生責任者の氏名、安全管理体制、安全衛生方針、現場特有の規律・ルール、工程計画、緊急時の連絡体制）
 - ③ 安全行事等（安全衛生管理計画、安全施工サイクル）
 - ④ 自社の行う工事内容及び作業エリア
 - ⑤ その他の労働災害防止のために必要な事項（作業手順を含む）
2. この教育は、新規入場に先立ち各社の作業員の方が毎日の作業を安全に終え無事に自宅に帰っていただきことを目的として、工事現場ごとの特殊性及び安全施工サイクル、各社の作業内容に応じた安全衛生ルール、作業手順の確認をしていただくことが必要です。
3. 教育を行って頂く際に必要な工事現場ごとの現場ルール等は、弊社現場所長、安全担当者から事前に説明を受け、貴社従業員並びに貴社協力業者の入構予定者に教育をお願いします。

以上

2. 新規入場されるまでの流れ

弊社工事現場で新規入場者教育を受けるまでに「送り出し教育」をお願いします。

1. 送り出し教育資料の受け取りと事前打ち合わせ

- ① 「送り出し教育テキスト」
- ② 作業手順の作成打合せ（危険・有害要因の特定と対策）
- ③ その他資料（現場特定の情報・近隣周辺の環境等）

2. 送り出し教育の実施

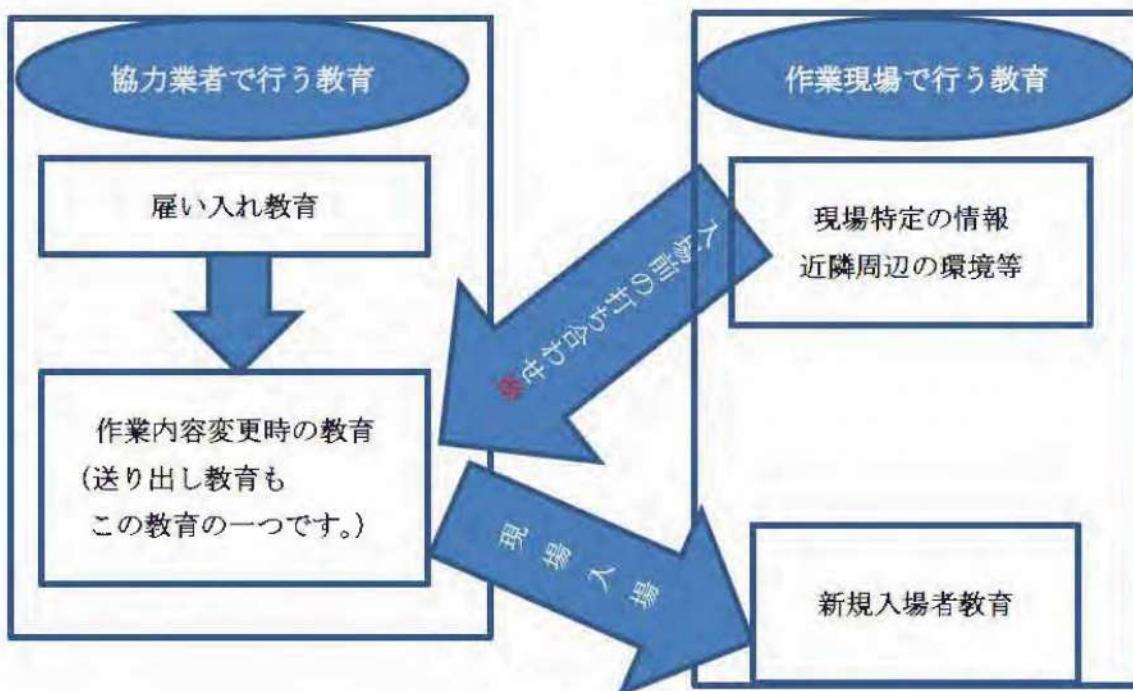
- ① 実施者：一次下請業者の事業主または代理人（安全管理者、安全衛生責任者、職長等）
- ② 資料：前記1. で受け取った資料と作成した作業手順書の内容確認教育
- ③ 対象者：当該現場へ送り出す作業員全員（数次の作業者を含む）
- ④ 参加者名簿：下記3による実施記録に参加者全員（自筆）が記載する。

3. 実施記録の提出

- ① 別途配布のEXCEL様式を使用して、弊社現場所長が安全担当者に提出してください。

4. 新規入場

- ① 新規入場時は、弊社の「新規入場者教育」を受けてください。



※ 入場前の打ち合わせの時に「送り出し教育資料」を、作業所長より受け取ってください。

3. 「送り出し教育」とは

労働災害は、機械・設備・環境の不安全状態と作業者の不安全行動（物的要因と人的要因）が直接の原因となって発生します。

労働災害のほとんどは、不安全状態と不安全行動が絡み合って発生しております。

労働災害を防ぐためには、まず機械・設備・環境等の作業環境を整備し、あわせて個々の作業者が安全ルール・作業手順を守って安全作業を行うことが必要です。

労働安全衛生法は、新規雇い入れ時・作業内容の変更時に安全衛生教育を行わなければならないことを定めています。（労働安全衛生法第59条の1）

「送り出し教育」は、作業内容変更時（工事現場毎）の教育に当たります。

「送り出し教育」は、作業者を新しい現場に入る前にその作業現場の状況を「送り出す前」に把握させ、潜在している危険を防止し安全作業を行うための教育です。

この教育を受けることにより、作業者は、現場の規模、作業内容、工期、場所等の現場特有の状況を把握することができます。

現場へ入って右も左も解らず右往左往するようでは、思いもよらぬ労働災害を招いてしまいます。そうならないためにも、「送り出し教育」の実施をお願いします。



4. 作業員の皆さんへ

日立建設株式会社は、2010年1月にOHSAS18001の認証を取得し、これまでも行われていた安全衛生活動をより明確に実行性のあるものへと日々努力をしています。

この活動の中での基本方針として下記の5項目を掲げております。

1. リスクアセスメントに取組み、労働災害及び疾病の発生防止に努めます。
2. 労働安全衛生目標を定め、定期的に見直しを行い、労働安全衛生マネジメントシステムの継続的な改善を図り、リスクの低減に努めます。
3. 労働安全衛生に関する法規制は勿論のこと、当社が同意した労働安全衛生に関する外部からの要求事項を遵守します。
4. 労働安全衛生方針をはじめ、労働安全衛生マネジメントシステムに関連する活動について、すべての従業員及び関係協力業者に周知徹底を行い、実行し維持します。
5. 社外とのコミュニケーションを図り、労働安全衛生方針など必要な情報を公開します。

これらの活動の究極の目的は、冒頭でも述べておりますが、日立建設の工事現場で作業をしていただく作業者の皆さんが「毎日の作業を安全に終え、無事に自宅に帰っていただくこと」になります。

安全作業を実行していくことは、企業として存続していくために良い製品（工事）を工期内に顧客へお渡しすることに大きく繋がっていきます。

工事現場の状況は、日々刻々と変わっています。それに合わせて日々刻々と危険の芽ができてきます。

その状況に応じた安全ルールを作業者全員が確実に守っていかなければ危険の芽は大きくなり事故・災害へつながっていってしまいます。

※ ルールの優先順位

日立建設株式会社の工事現場では、日立建設株式会社の職員を含め現場で安全に作業するために、皆さんに守っていただくルールがあります。

皆さんの会社にもルールが異なっている場合は、日立建設株式会社のルールを守ってください。

事故・労働災害0を目指して皆さんと一緒に努力して良い仕事をしていきましょう。



5. 日立建設株式会社の現場での基本ルール

安全作業心得

1. 朝礼、KY活動には必ず参加し、作業内容及び安全衛生関係について確認すること。
2. 体調の悪い人は必ず担当責任者に報告すること。
3. 作業中はみだりに持ち場を離れたり、「作業指示」されたこと以外は勝手にしないこと。
4. 決められた保護具は点検し、必ず着用（使用）すること。
5. 無理な姿勢、動作で作業をしないこと。
6. 「立入禁止」のところに勝手に入らないこと。同僚や他の職種の作業をよく確認すること。
7. 作業方法、手順をよく打合せし確認、作業すること。
8. 共同作業では合図・連絡・確認を忘れないこと。
9. 合図誘導は決められた者によって明確に行うこと。
10. 作業は必ず作業主任者（作業長）の指示に従ってすること。自分勝手に、思いこみ“だろう作業”はしないこと。
11. 資格のいる作業は必ず資格証を携帯し、有資格者が行うこと。
12. 第三者災害に注意する。（車両の出入りは誘導し、重機械等の旋回・移動の合図を行う。）
13. 近隣に迷惑をかけない。（物を壊さない、道路に駐車しない。不必要に音をたてない）
14. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコ作業はしないこと。
15. 吸いガラは決められた灰皿に入れ消火を確認し、作業終了時に片づける。また、タバコ・ライターは所定の喫煙場所に置き、作業現場には持ち込まない。又、喫煙場所に消火器を設置すること。
16. ジュース、コーヒー等の空き缶は、工事現場のゴミ収集場に持ち帰ること。作業場に放置しないこと。
17. 作業終了時には、持ち場を整理・整頓・清掃すること。

6. 工事現場の概要・安全衛生管理体制および追加ルール

現場概要

発注者	<<注意事項>> 現場ごとに記入	
工事名		
工期	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日	
工事内容		
統括安全衛生責任者の氏名		
元方安全衛生管理者の氏名		
安全担当者		
安全衛生管理体制	別紙添付	参照
安全衛生管理計画	別紙添付	参照

当現場の追加ルール

- ① 駐車は、出船方式で行う。(作業環境状況によりやむを得ない場合は除く。)
- ② 現場への乗り入れルートは、添付①のとおりとする。
- ③ 作業時間は、〇〇：〇〇～〇〇：〇〇です。
- ④ 朝礼は、毎日 作業開始前 10分間から行います。
- ⑤ RKY活動は、工種毎、工事場所にて作業着手前に行います。
- ⑥ 作業長打合せ会を、毎日午後の作業開始前〇〇分間から行います。
- ⑦ 一斉清掃を、毎週〇曜日〇〇時〇〇分から行います。
- ⑧ 安全衛生協議会は、毎月第〇曜日〇〇時〇〇分から行います。
- ⑨ その他

<<注意事項>> 現場ルールで書き換え 休憩所等の配置図も添付
緊急連絡体制表を添付すること。

7. 事故やケガをみたら・あつたら

もし、事故やケガをみたり・あつたりした場合は、緊急連絡体制表によって速やかに連絡してください。

事故やケガにあわれた方の救護・搬送が第一です。

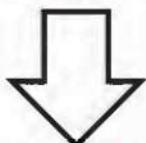
なお、現場に AED を備え付けている場合がありますので必要なら使用する。

日立建設株式会社の職員は、その使用方法について教育を受けておりますので、必要と思われる場合は声をかけてください。

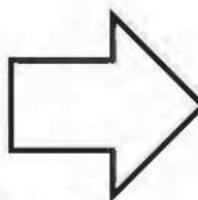
8. 事故やケガにあわないために

皆さんの中で、朝仕事に出るとき、今日はケガをしそうだと思う方はいませんね。でも、事故やケガは、思いもよらないところで発生します。どうすれば、防げるのでしょうか？考えてみましょう。

誰もケガをしようとは思わない日頃の思いも



毎日の楽しい家族団らん



現場作業では、
省略行為等の不安全行動

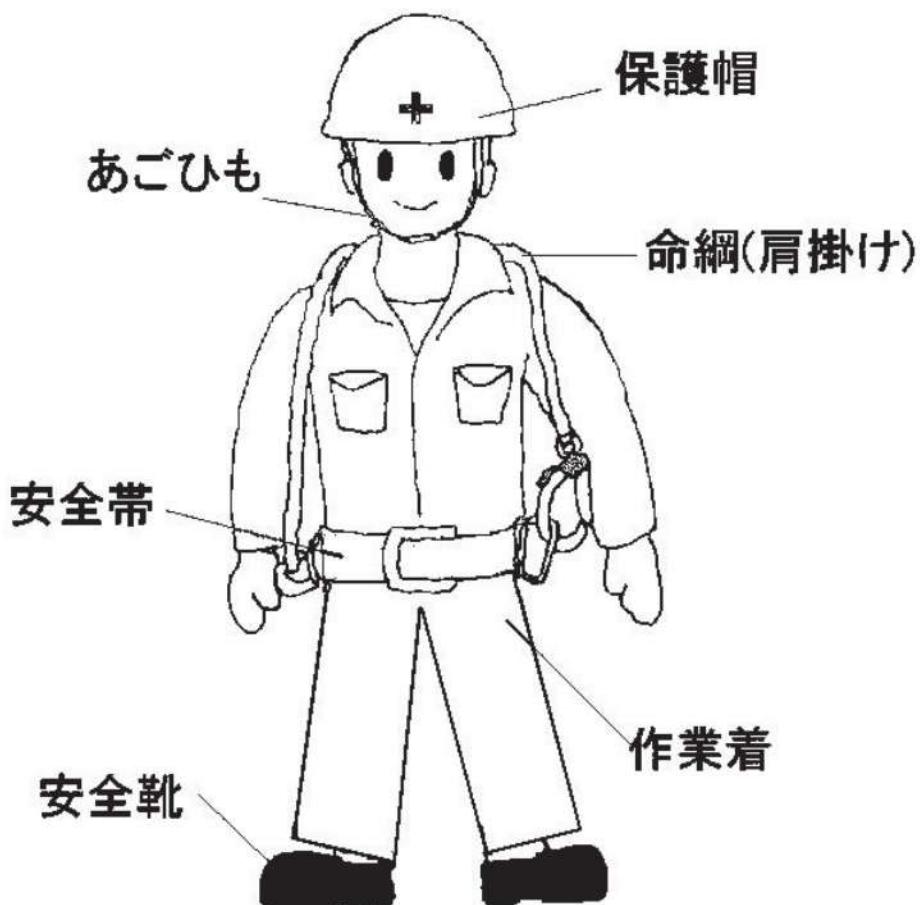


ケガをして 自分も痛い思いをして
職場や家族に迷惑をかける

① 正しい服装で作業しましょう

まず、自分を護るものは、きちんと準備してますか？
キレ・コスレ、使用期限は、大丈夫ですか？
いざという時に自分を護ってくれる大切なものです。
マスクの吸収缶などは有効期限・期間があります。今日の作業中に役に立たなくなることはありませんか？
着用前に確認しましょう！！

正しい服装



他にも保護具は、遮光メガネ・アーク溶接面・防塵メガネ・防毒マスク・粉塵マスク・耳栓・保護手袋等があります。

自分の今日の作業に合わせて、準備してますか？

② ヒューマンエラーはなくそう（危険軽視、慣れ、うっかり、錯覚、未熟練）

日頃の作業では



きちんと安全帯をかけて

時として

作業優先で周りを見ていらない



これくらいいいだろう

普段はわかっていることも

不安全行動の2つの側面

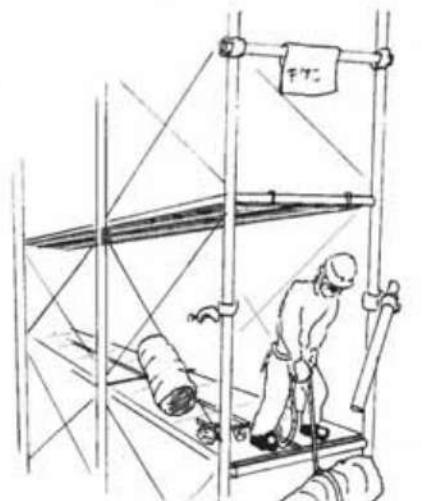


可燃物のそばで煙草を吸う

ついうっかり

安全意識の低下

安全意識は、どこへ？？？



早く荷物を上げようと作業に集中

作業することに意識が集中

近道行為・省略行為・横着行為等のルール違反は、厳禁です。

一個人から現場全体で考えてみましょう。

③ 自分が使用する工具・機械を点検しましょう

自分が使用する工具の安全装置は、大丈夫ですか？

グラインダー等の保護カバーやワイヤー等の外れ止めは、ちゃんと使えますか？

電気工具の漏電は、ありませんか？

金槌の頭は、グラグラしてませんか？

ベルトコンベアのベルトは、傷んでいませんか？

吊りワイヤ、ナイロンスリングは、損傷していませんか？



きちんと点検しましょう！！

事故やケガが起きて「やっとけばよかった」は、NGです。

④ 自分が利用する設備・機器を確認しましょう

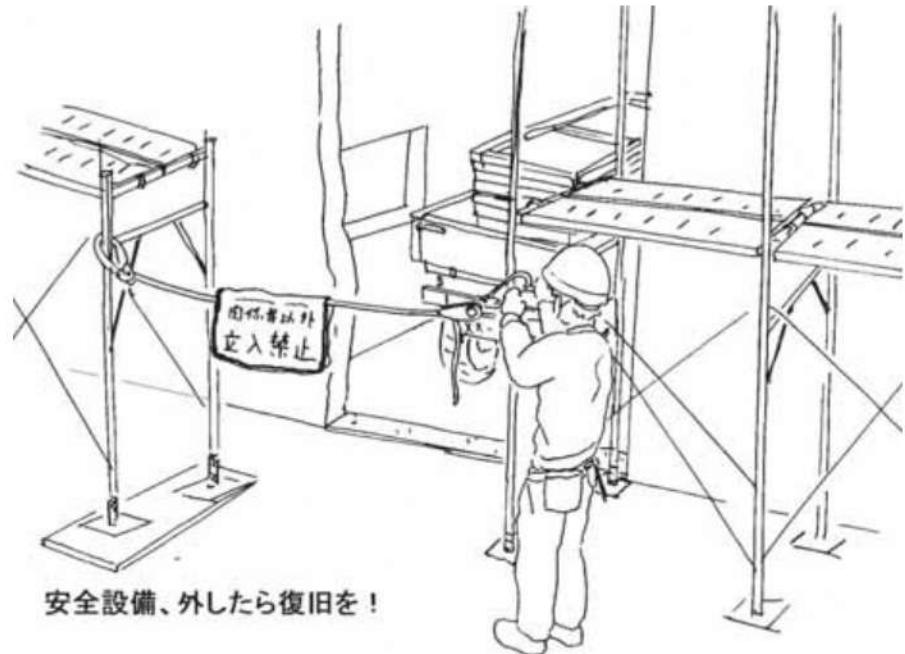
自分が利用する設備・危機に不安全なところは、ありませんか？

自分は気付いて大丈夫でも、仲間は、気付かないかもしれません。

その都度直しましょう。

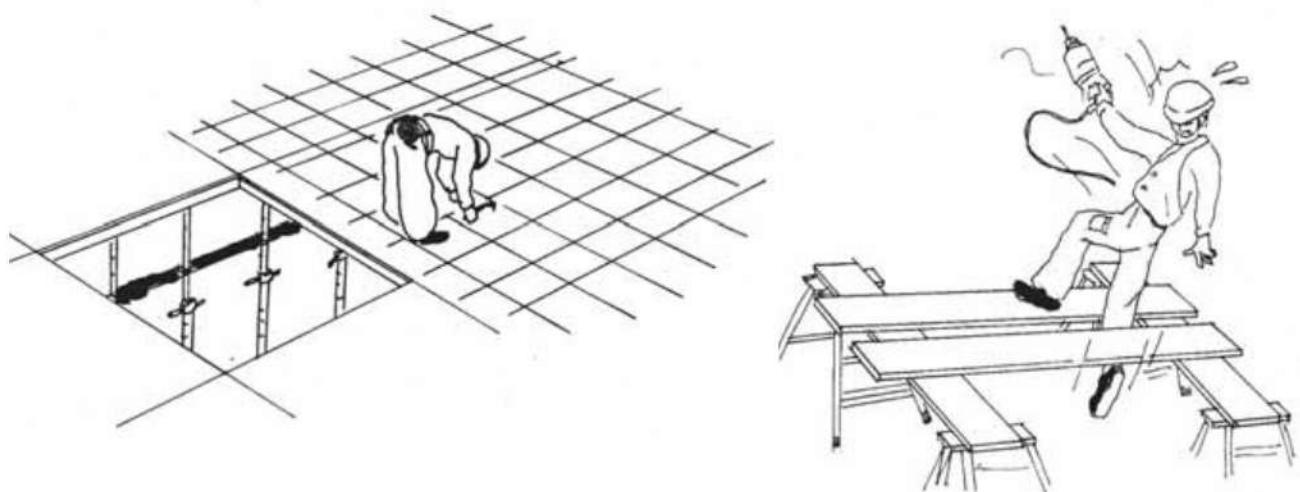
使用方法は、正しいですか？

決められた使用方法を守りましょう。



安全設備、外したら復旧を！

自分勝手に安全柵や足場のさんを外していませんか？



自分は、大丈夫？？ でも、うっかり自分が落ちた・仲間が落ちた・・・・自分で落とし穴を作らないで！！

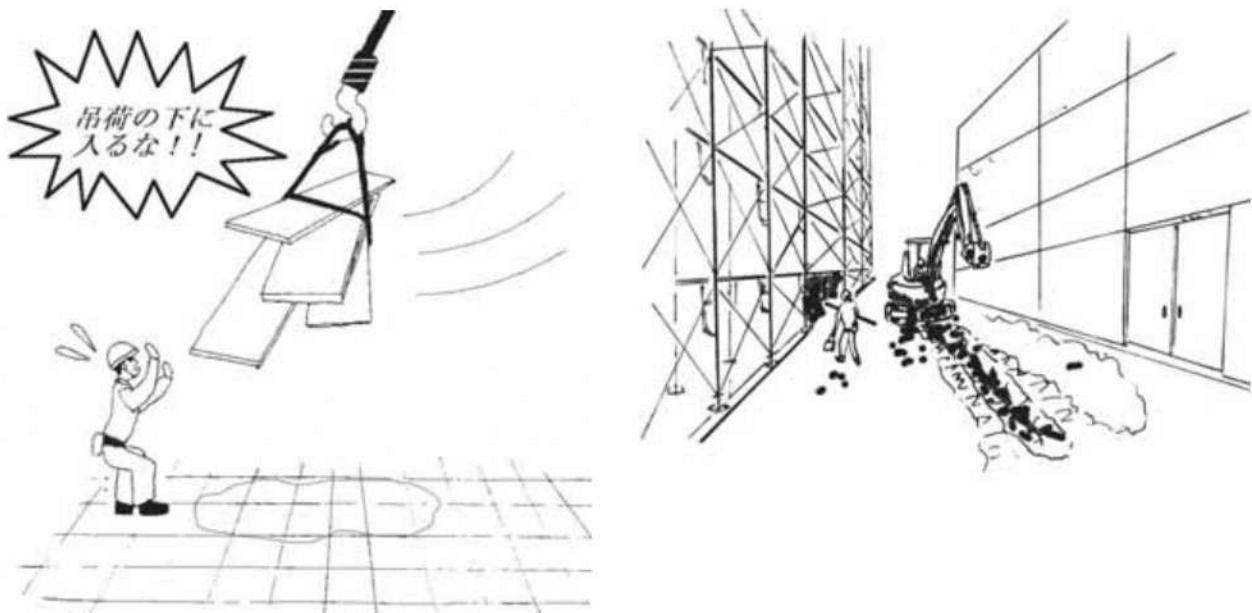
⑤ 全員が利用する区域に表紙し、合図・誘導しましょう

工事現場は、限られたスペースをいろいろな職種の方が利用します。

現場内に安全に通れる通路を設置し、そこを通りましょう！！

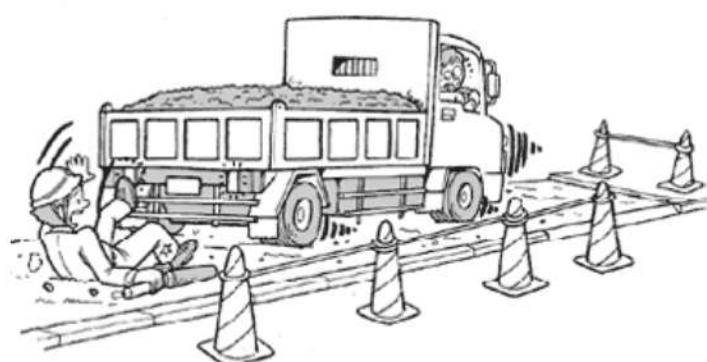
危険な作業中は、誤って他の作業者が入らないように立ち入り禁止をしましょう！！

つり荷の下も、立ち入り禁止を！！ 上を注意しながら歩く人は、いません。



立ち入り禁止表示をしなければ、必ず人が通ります。

作業車の後退や出入り等の死角の大きな移動には、誘導者を配置し合図を決めてルールを守りましょう。



玉掛け者・合図者等の必要な資格者は、事前に決めて合図を確認して作業をしましょう。

⑥ 全員が参加する現場内の行事に参加しましょう

<< 毎日のサイクル >>



安全朝礼時は、自分の保護具を確認しましょう。

朝の KY の際に、今日の作業における危険源（リスク）を考え安全意識を持ちましょう。

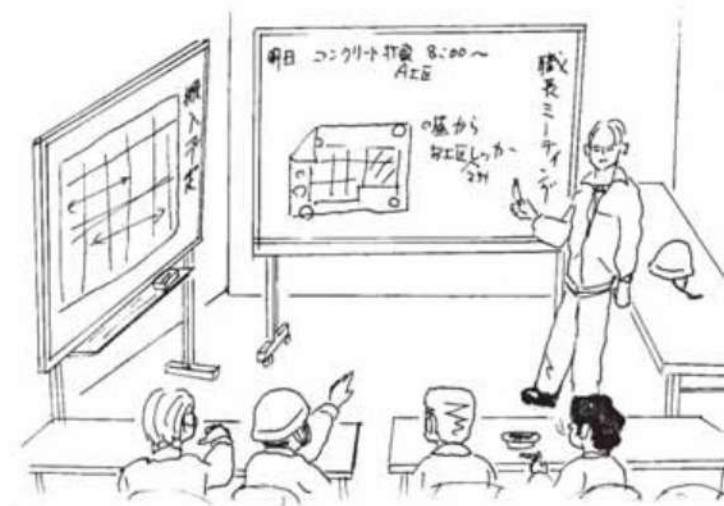


作業開始前の点検では、自分の使う工具・機器・機械・設備を点検しましょう。

酸欠現場等は、測定・記録を忘れないでしましょう。

作業中でも、気付いた危ないところは、直しましょう。

安全工程打合せ後は、必要な安全用品や機械を確保する準備をしましょう。



自分の持ち場は、一仕事ごとに片付け終業前には、全員で片付けをしましょう。



作業者全員が、
今日も無事に帰りましょう。

<< 毎月のサイクル >>

現場安全衛生協議会に参加しましょう。

現場安全訓練に参加しましょう。

定期点検・月次点検を確認し実施しましょう。

※ 開催時期等は、「6.当現場での追加ルール」を参照

⑦ 相互注意で安全に作業しましょう

自分で気づかない不安全行為は、相互注意で直しましょう。

そのままにはしないでください。

注意しましょう。



整理・整頓・清掃・清潔（4S）を行いましょう。

自然ときれいな現場、しつけ（5S）のできる現場になります。

廃材等も、混ぜるとゴミですが、分けると資源です。

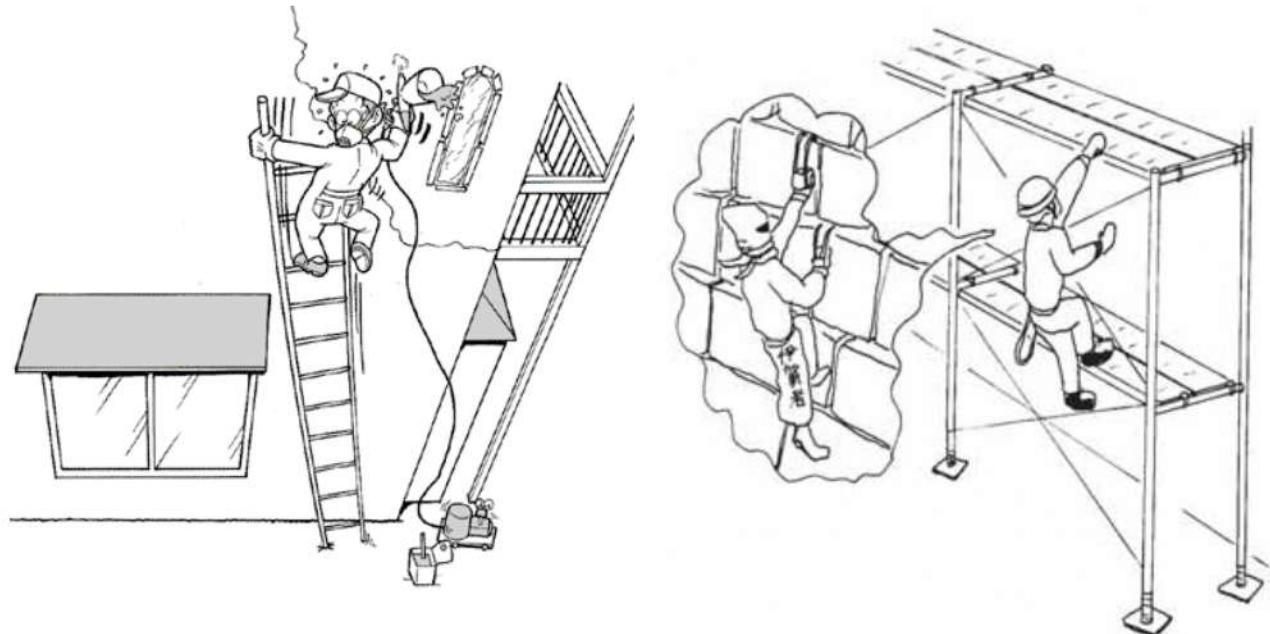
キチンと決められた場所に仕分けておきましょう。



⑧ 危険に対する感性を高めましょう

日常ありがちな行動の中に危険が潜んでいます。

近道行為や横着行為等をすれば、それだけ危険が近づいてきます。
危ない現場にならないように、行動に注意しましょう。



高さが低いところでも、甘く見ていると思わぬけがをします。



過去のヒヤリハットや災害事例などを参考にして、危険に対する感性を高めましょう。
自分が、作業する作業手順を確認して危険なところを見つけ、対策をしましょう。
必要な、保護具や安全施設も事前に準備しましょう。

⑨ 健康管理に努めましょう

健康診断を受けて健康管理をしましょう。

- (ア) 雇い入れ時の健康診断は、受けましたか？
- (イ) 年1回の定期健康診断は、受けましたか？
- (ウ) 半年ごとの健康診断は、受けましたか？

特定業務従事者

振動工具・騒音・深夜作業

有害業務従事者

粉じん・石綿・有機溶剤・高気圧作業



診断結果で有所見のあった方は、医師の指示に従った処置を受けましょう。

熱中症にかかるないように、注意しましょう。

- (ア) 深酒や寝不足にならないように、気を付けましょう。
- (イ) 朝、体調が悪い時は、職長や工事責任者に報告しましょう。
- (ウ) 作業前や休憩時に水分・塩分補給をしましょう。
- (エ) 涼しい場所で、こまめな休憩を取りましょう。
- (オ) 体調が悪くなったら、迷わず職長や工事責任者に報告しましょう。
- (カ) 同僚の顔色も時々見ましょう。



9. 作業手順の確認

<<注意事項>> 貴社の施工する作業内容にあった作業手順を作業者全員で確認打合せしてください。